「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画(平成29年度)(案)」 に対する意見提出者 計13者

(意見提出順、敬称略)

	意見提出者	代表者氏名等	
1	株式会社エネルギア・コミュニケーションズ	取締役社長	熊谷 銳
2	一般社団法人テレコムサービス協会	会長	鈴木 幸一
3	株式会社 STNet	取締役社長	溝渕 俊寛
4	株式会社ケイ・オプティコム	代表取締役社長	藤野 隆雄
5	東日本電信電話株式会社	代表取締役社長	山村 雅之
6	UQコミュニケーションズ株式会社	代表取締役社長	野坂 章雄
7	楽天株式会社	会長兼代表取締役社長	三木谷 浩史
8	西日本電信電話株式会社	代表取締役社長	村尾 和俊
9	株式会社 NTT ドコモ	代表取締役社長	吉澤 和弘
10	日本電信電話株式会社	代表取締役社長	鵜浦 博夫
11	ソフトバンク株式会社	代表取締役社長兼 CEO	宮内 謙
12	株式会社ジュピターテレコム	代表取締役社長	井村 公彦
13	KDDI 株式会社	代表取締役社長	田中 孝司

「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画(平成29年度)(案)」に対して寄せられた意見及び総務省の考え方

0. 総論

ノ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえ た案の修正の有無
意見0-1 ダイナミックに変化する市場実態の動向を的確に把握し、適切に分析・	考え方0-1	
検証を行うために、様々なプレーヤーによる複合サービスの提供動向や利用者の利		
用実態も踏まえ、情報通信を取り巻く市場全体を広く俯瞰した分析・検証を実施し		
てほしい。また、異業種のイノベーション拡大や新しい産業の萌芽も実感しており、		
従来の通信キャリアを含む多様なプレーヤーにとって過度な負担とならず、新たな		
挑戦を萎縮させることのないよう、十分な配慮が必要。総務省においても、ICT社会		
の一層の進展による新たな付加価値創造を促すような政策によって、我が国の経済		
成長を牽引してほしい。		
従来実施されていた「電気通信事業分野における競争状況の評価」は、主として契	・「電気通信事業分野における市場検証	無
約数シェアに着目し、事業者の市場支配力の有無の評価に主眼が置かれた取組みであ	(平成28年度) 年次レポート (案)」(以	
ったと認識しております。	下「平成28年度レポート案」といいま	
この点、昨年度より新たに開始された「電気通信事業分野における市場検証」にお	す。)に記載のとおり、平成28年度にお	
いて、契約数シェアに偏重した分析が是正されたことは、当社が従来より申し述べて	ける電気通信市場の分析・検証を行う	
きた考えとも合致しており、望ましいものと考えます。	に当たっては、需要の代替性を踏まえ、	
平成29年度の市場検証においては、情報通信を取り巻く市場全体を広く俯瞰した上	サービス市場及び地理的市場の画定を	
で、市場の分析・検証等が客観的・中立的な視点から行われることが重要であると考	実施し、一定の独立性・個別性が認めら	
えており、その点につきましては引き続きご配慮願います。	れるサービスについては、部分市場と	
	して画定しています。	
【株式会社NTTドコモ】		
近年、情報通信市場においては、モバイルブロードバンドの高速化やスマートフォ	・また、「固定系通信・移動系通信におけ	
ンの普及等により、利用者は、固定や無線といった通信サービスの区別を意識するこ	る卸及び接続」を平成28年度の市場検	
となく、コンテンツやアプリケーション、端末等を自由に利用しています。また、通	証に関する重点事項とした上で、固定	
話アプリに代表されるように、従来の通信キャリアが提供するネットワークサービス	系通信については、「自己設置」・「接	
がブロードバンド上のアプリケーションとして実現され、通信キャリアの提供するネ	続」・「卸電気通信役務」それぞれの提供	
ットワークサービスは情報通信サービスの触媒として機能しており、ネットワークサ	形態ごとの間で公正競争が確保され、	
ービスとアプリケーションサービスの境目が失われつつあります。	料金・サービスの多様化、低廉化が促進	
このような旧来の市場の枠組みでは捉えられない動きは今後さらに加速し、2020年	されているか等の観点から、分析・検証	
代においては近年注目されている IoT やビッグデータ、AI 等が具体的なサービスとし	を行ったところです。	
て広く実用化され、ネットワークサービスはそのようなサービスを支える基盤として		
取り込まれ、他の産業と結びついていくものと想定しています。	・さらに、従来別々のサービスとして提	

こうした状況にある中、今回の年次計画(案)では、「固定系通信・移動系通信」を区分し、固定系通信における一つの領域に過ぎないFTTH 市場に閉じた分析・検証がされることになっていますが、固定と移動を組み合わせた融合サービスの出現等もあり、従来通りの細分化した市場の分析・検証だけでは、多面的・多層的な市場構造を的確に捉えて評価することはできないと考えます。そのため、ダイナミックに変化する市場実態の動向を的確に把握し、適切に分析・検証を行うために、様々なプレイヤーによる複合サービスの提供動向や、利用者がどのようなサービス(コンテンツやアプリケーション、端末等を含む)をどのように選択・利用しているのかといった利用者の利用実態も踏まえて情報通信を取り巻く市場全体を広く俯瞰した分析・検証についても実施いただきたいと考えます。更に、利用者の視点からすると、「自己設置」・「接続」・「卸電気通信役務」といった、事業者がサービス提供するうえでの設備の調達手段を意識する必要はないことから、例えばFTTHの卸電気通信役務といった一部の形態に偏って取り上げるべきではないと考えます。

当社は、上記のような市場環境の変化を踏まえ、これまでの価格競争による顧客の奪い合いからイノベーションの促進による価値創造を競い合う新たな競争のステージへと転換を図り、バリューパートナーとして、多様なプレイヤーによる新たなサービス創造を下支えしていくために、従来のビジネスモデルから大きく自己変革を図ることとし、平成27年2月より「光コラボレーションモデル」の提供を開始したところです。

これにより、従来から電気通信事業を営んできた ISP 事業者、携帯電話事業者及び CATV 事業者はもとより、これまでは電気通信事業を営んでいなかった不動産分野、医療・介護分野、エネルギー分野といった異業種のサービス提供事業者が参入することにより、当社のフレッツ光のみでは提供できなかった、FTTH サービスを活用した新たな融合サービスが登場し、裾野は着実に拡大していると考えます。

これまでも、お客様の利用シーンに応じた卸サービスや料金の多様化に取り組んできたことにより、様々な事業者が業界の垣根を越えてコラボレーションし、イノベーションの促進による新たな付加価値の創造を図っていくことを下支えしてきたところです。今後ともさらに卸元事業者としてサービス面・支援面・料金面をトータルで充実させることにより、卸先事業者による新事業・新サービスの創出を目指し、利用者利便の向上はもとより我が国の経済成長に貢献していく考えです。

異業種のイノベーション拡大や新しい産業の萌芽も実感しており、従来の通信事業者を含む多様なプレイヤーにとって過度な負担とならず、また新たな挑戦を萎縮させることのないようにしていただきたいと考えております。御省においても、ICT 社会の一層の進展による新たな付加価値創造を促すような政策によって、我が国の経済成長を牽引していただきたいと考えます。

【東日本電信電話株式会社】

供・利用されてきた電気通信サービス について、サービスの高度化、利用者に よるニーズの多様化を背景として、サ ービス間の垣根が低くなっていること から、隣接市場間における相互の影響 についても分析を行ったところです。

- ・今後も、多様化・複雑化する電気通信市場に影響を与える諸要因を様々な側面から把握し、市場の実相を適切に分析していくために必要な情報を積極的に収集していく考えです。
- ・「電気通信事業分野における市場検証 に関する年次計画(平成29年度)(案)」 (以下「本計画案」といいます。)においても、変化の激しい電気通信市場の 動向を適切に分析するためには、絶えず電気通信市場の最新動向について注視し、分析手法を充実させていくことが重要であるため、引き続き電気通信市場検証会議(以下「市場検証会議」といいます。)からの助言を得て、分析手法等の検討を行うこととしています。
- ・市場検証の結果、課題が明らかとなっ た場合は、政策への反映を適時適切に 実施してまいります。
- ・「FTTHサービスを活用した新たな融合サービスが登場し、裾野は着実に拡大している」等の御意見については、平成28年度レポート案においても、「NTT東西のサービス卸の提供開始により、教育、医療・介護・高齢者支援等の様々な分野からの参入が進み、新たなサービ

近年、情報通信市場においては、モバイルブロードバンドの高速化やスマートフォンの普及等により、利用者は、固定や無線といった通信サービスの区別を意識することなく、コンテンツやアプリケーション、端末等を自由に利用しています。また、通話アプリに代表されるように、従来の通信キャリアが提供するネットワークサービスがブロードバンド上のアプリケーションとして実現され、通信キャリアの提供するネットワークサービスは情報通信サービスの触媒として機能しており、ネットワークサービスとアプリケーションサービスの境目が失われつつあります。

このような旧来の市場の枠組みでは捉えられない動きは今後さらに加速し、2020年代においては近年注目されている IoT やビッグデータ、AI 等が具体的なサービスとして広く実用化され、ネットワークサービスはそのようなサービスを支える基盤として取り込まれ、他の産業と結びついていくものと想定しています。

こうした市場環境の変化を踏まえ、これまでの価格競争による顧客の奪い合いからイノベーションの促進による価値創造を競い合う新たな競争のステージへと転換を図るため、当社は、バリューパートナーとして、多様なプレイヤーによる新たなサービス創造を下支えすることで、光の新規需要拡大、ICT 利活用の促進、ひいては我が国の経済成長や社会的課題の解決に貢献していくために、従来のビジネスモデルから大きく自己変革を図ることとし、平成27年2月より「光コラボレーションモデル」の提供を開始したところです。

これにより、従来から電気通信事業を営んできた ISP 事業者、携帯電話事業者及び CATV 事業者はもとより、これまでは電気通信事業を営んでいなかった不動産分野、医療・介護分野、エネルギー分野といった異業種のサービス提供事業者が参入することにより、当社のフレッツ光のみでは提供できなかった、FTTH サービスを活用した新たな融合サービスが登場し、裾野は着実に拡大していると考えます。

こうした状況にある中、今回の年次計画では、「固定系通信・移動系通信」を区分し、固定系通信における一つの領域に過ぎないFTTH市場に閉じた分析・検証がされていますが、固定と移動を組み合わせた融合サービスの出現等もあり、従来通りの細分化した市場の分析・検証だけでは、多面的・多層的な市場構造を的確に捉えて評価することはできないと考えます。そのため、ダイナミックに変化する市場実態の動向を的確に把握し、適切に分析・検証を行うために、様々なプレイヤーによる複合サービスの提供動向や、利用者がどのようなサービス(コンテンツやアプリケーション、端末等を含む)をどのように選択・利用しているのかといった利用者の利用実態も踏まえて情報通信を取り巻く市場全体を広く俯瞰した分析・検証についても実施いただきたいと考えます。更に、利用者の視点からすると、「自己設置」・「接続」・「卸電気通信役務」といった、事業者がサービス提供するうえでの設備の調達手段を意識する必要はないことから、例えばFTTHの卸電気通信役務といった一部の形態に偏って取り上げるべきではないと考えます。

スも提供され始めている」「NTT東西の サービス卸を契機とした『卸電気通信 役務』型による新規参入事業者の増加 を受けて、FTTHの小売市場における競 争が進展」「利用者のサービス選択の幅 が徐々に拡大しつつある」等記載して います。

・NTT東日本・西日本(以下「NTT東西」といいます。)のサービス卸については、 異業種を含む様々なプレーヤーとの連携を通じた多様な新サービスの創出や、様々な分野におけるFTTHの利用促進が期待されているところ、引き続き、新サービスの提供実態や様々な事業者との連携を通じてFTTHの利用促進につながっているか等について分析・検証を行っていく考えです。

【西日本電信電話株式会社】		
今回の「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画(平成29年度)(案)」		
においては、市場検証の重点事項として、昨年度から継続の「固定系通信・移動系通		
信における卸及び接続」及び「消費者保護ルールに関する取組状況」に加え、新たに		
「グループ化の動向」を掲げ、公正競争の促進と利用者利便の確保の観点から、市場		
を分析・検証することとされています。		
「固定系通信・移動系通信における卸及び接続」においては、昨年度と同様、光回		
線の卸売サービスを活用した FTTH アクセスサービスや MVNO をはじめとする移動系通		
信における競争状況等を引き続き分析・検証することとされていますが、昨年度の年		
次レポート案への当社意見としても申し上げたとおり、固定や移動といった従来型の		
細分化された市場、さらには固定市場における「自己設置」・「接続」・「卸電気通信役		
務」といった提供手段に着目した分析・検証では、多面的・多層的な情報通信市場を		
的確に捉えて評価することはできないため、ダイナミックに変化する情報通信を取り		
巻く市場全体を広く俯瞰した分析・検証が必要であると考えます。その際、従来の通		
信キャリアを含む多様なプレイヤーにとって過度な負担とならず、また新たな挑戦を		
萎縮させることのないよう、十分な配慮が必要であると考えます。		
こうした点については、今年度より重点事項とされた「グループ化の動向」の分析・		
検証に当たっても同様であり、情報通信市場における海外 OTT プレイヤー等の影響力		
が増す中、市場全体を広く俯瞰した上で分析・検証していただきたいと考えます。そ		
の際、「新事業・新サービスの創出等による経済活性化」に向けて、「利用者が新たな		
価値や多様なサービスを享受できるよう、イノベーションによる民間事業者の創意工		
夫が促される仕組みを目指す」観点から禁止行為規制を緩和した趣旨を踏まえ、新事		
業・新サービスの創出に向けたグループ企業も含めた様々な企業との連携について、		
政府においても、ビジネスの自由度や柔軟性の確保に配意していただきたいと考えま		
す。		
【日本電信電話株式会社】		
意見0-2 NTT 東西の FTTH サービス卸の提供条件が不透明であるため、交渉過程も	考え方0-2	
含めてボトルネック独占性に起因する優越的地位の濫用が行われ易いことから、事		
業者間の公平性や料金の適正性が今後も担保されるかを継続的かつ徹底的な調査が		
必要。また、NTTのグループドミナンスが情報通信市場の健全な育成に支障を及ぼ		
していないかという観点から、慎重な調査が必要。		
「電気通信事業分野における市場検証」は、基本方針にあるとおり平成31年夏まで	・本計画案において、平成28年度に引き	無
の3年に渡って検証し、改正電気通信事業法の施行状況に関する検証を行うこととし	続き、「NTT東西のFTTHアクセスサービ	
ていますが、1年目の平成28年度において、NTT東・西が提供するFTTHサービス卸に	ス等の卸電気通信役務に係る電気通信	
重点を置いて固定系ブロードバンド市場に係る設備競争や卸取引について詳細に検証	事業法の適用に関するガイドライン」	
を行ったことに賛同します。	(平成28年5月改定。以下「サービス卸	

検証の結果、「NTT 東西が設定するサービス卸の卸料金に対する値下げインセンティブが働かず、当該卸料金の低廉化が期待できない状況」であること、NTT 東・西のサービス卸は、「様々な分野・産業において FTTH の利用が促進されているとはいい難い」など、制度設計当時の想定とは異なる状況となっており、守秘義務が課されること等に起因する不透明性の問題が指摘されるなど公正な競争を阻害する要因が顕在化しつつあることが浮き彫りとなりました。

NTT 東・西の FTTH サービス卸の提供条件が不透明であるため、認可接続約款に基づく取引と異なり交渉過程も含めてボトルネック独占性に起因する優越的地位の濫用が行われ易いことから、事業者間の公平性や料金の適正性が今後も担保されるかを継続的かつ徹底的に調査する必要があると考えます。

特に、これまで固定系通信サービスを提供していなかった NTT ドコモが、FTTH サービス卸利用において高いシェアを獲得したことに着目する必要があります。NTT ドコモによる固定系通信サービス市場参入、短期間でのシェア伸長を通じて、NTT グループの市場支配力は通信市場全体で強まっていると考えられます。また、NTT 東・西の FTTH サービス (フレッツ光) の見かけ上のシェアが ISP 等の卸先事業者のシェアに転換される形で低下する場合は設備ベースでの NTT 東・西シェアは全く低下せず、今後 CATV 事業者の光化において FTTH サービス卸の利用が進行する場合には設備ベースでの NTT 東・西シェアは高まることになり、市場全体が NTT グループ依存構造となる流れに拍車がかかることが考えられます。こうした NTT グループの市場横断的な影響力に係る検証も必要と考えます。

今後、我が国では IoT/M2M 時代に向けて、継続的に世界最先端の光・モバイルインフラを構築していく必要があります。様々なデバイスが高速・大容量・低遅延で接続されるモバイル・ワイヤレス網を社会的要請に応えるために整備していく上でボトルネックになるのが、基地局へのアクセス光回線となります。このため、政府が出資する特殊法人の管理下で不可欠設備として提供される NTT 東・西の光ファイバの重要性はこれまで以上に増すこととなります。

イノベーションを牽引する高度なモバイルネットワークは光ファイバが支えていること、固定系・移動系両市場でそれぞれ支配的事業者である NTT 東・西と NTT ドコモが相互に重複・連携する形で更に支配力を強めつつあることに重点を置いて検証し、NTT のグループドミナンス (総合的事業能力) が情報通信市場の健全な育成に支障を及ぼしていないかという観点から、慎重に調査していく必要があると考えます。

【KDDI株式会社】

ガイドライン」といいます。)に基づき、NTT東西及びNTT東西からサービス卸の提供を受ける卸先事業者に対し、サービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況等について確認を行うこととし、また、グループ内外の電気通信事業者に対する不当な差別的取扱いの有無について確認を行うこととしています。

御提案いただいた検証の観点については、検証を行う際の参考として承ります。

意見0-3 第一種指定電気通信設備制度とは明らかに異なるスピード感で制度改正	考え方0-3	
が進んでいること等、第二種指定電気通信事業者に対してのみ規制強化が大きく進		
展することは、電気通信市場全体で見た場合、公正な競争環境を阻害する結果に繋		
がることも考えられることから、今後は指定設備制度間で不均衡な結果を生じるこ		
とのないよう、十分に配慮することを要望。		
昨今、移動体通信市場においては、MVNO等のニーズも踏まえ、端末購入補助に関す	・「電気通信事業分野における市場検証	無
る議論や接続料に関する制度見直し(利潤算定方法の見直しやデータ需要の見直し等)	に関する基本方針」(平成28年7月)(以	
議論が活発に進められています。	下「基本方針」といいます。) に記載の	
一方、固定通信市場においては、ボトルネック性を有する第一種指定電気通信設備	とおり、変化の激しい電気通信事業分	
を設置する事業者に係る制度について、FTTHユーザ料金・サービス卸料金の高止まり	野における公正競争を促進し、利用者	
やメタル接続料の急激な上昇等、様々な制度的課題が顕在化しており、接続事業者か	利便を確保するためには、電気通信市	
らその見直しを求める声が挙がっている状況の中、「接続料の算定に関する研究会」等	場の動向を的確に把握し、適切に分析・	
でようやく議論が開始されたものの、第二種指定電気通信設備制度と比較して対応が	検証を行い、政策に反映することが重	
遅いことは明らかであり、結果としてユーザ利便の向上が図られていないものと考え	要であると考えます。	
ます。		
また、本年次計画(案)や電気通信事業分野における市場検証年次レポート(平成	・市場検証の結果、課題が明らかとなっ	
28 年度)(案)の意見募集が行われる以前に第二種指定電気通信設備に関連する「電気	た場合は、政策への反映を適時適切に	
通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案」の意見募集が開始される等、第一種	実施してまいります。	
電気通信設備制度とは明らかに異なるスピード感で制度改正が進んでいること等、第		
二種指定電気通信事業者に対してのみ規制強化が大きく進展することは、電気通信市		
場全体で見た場合、公正な競争環境を阻害する結果に繋がることも考えられることか		
ら、今後は指定設備制度間で不均衡な結果を生じることのないよう、十分配慮頂くこ		
とを要望します。		
【ソフトバンク株式会社】		

1. 平成 29 年度の市場検証に関する重点事項

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえ た案の修正の有無
意見 1 平成 29 年度の市場検証に関する重点事項において、特に、禁止行為規制適用 事業者である NTT 東西及び NTT ドコモの事業者間取引の状況について詳細な分析が 必要。また、NTT グループに課せられている公正競争要件については、平成 29 年度 以降も重点事項として継続的に分析・検証すべき。	考え方 1	
平成29年度の市場検証に関する重点事項においては、特に、禁止行為規制適用事業者であるNTT東西及びNTTドコモの事業者間取引の状況について詳細に分析する必要があります。		無

具体的には、取引対象事業者が NTT グループ内外に係わらず、また、契約内容が電気通信役務であるか否かに係わらず、NTT グループに関連する全ての契約内容について確認する必要があります。

NTT 再編成や、NTT ドコモ分離の趣旨が形骸化されないよう、NTT グループに課せられている公正競争要件(禁止行為規制、活用業務制度)については、平成29年度以降も重点事項として継続的に分析・検証すべきと考えます。

び「グループ化の動向」を平成29年度の 重点事項としたところです。

・非対称規制の遵守状況やNTT東西に係る公正競争要件については、引き続き、 総務省において確認を行ってまいります。

【KDDI株式会社】

2. 電気通信市場の分析に関する実施方針

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえ た案の修正の有無
意見2-1 提供形態別の FTTH の競争状況や FTTH に係る卸電気通信役務を活用した	考え方2-1	
FTTHの競争状況等や新サービスの提供実態等について分析することに賛同。		
平成 28 年度に引き続き、提供形態別(「自己設置」・「接続」・「卸電気通信役務」)の	・本計画案に対する賛同の御意見として	無
FTTH の競争状況や FTTH に係る卸電気通信役務を活用した FTTH の競争状況等や新サー	承ります。	
ビスの提供実態等について分析することに賛同致します。		
FTTH の提供形態別の契約数において、「卸電気通信役務」は増加傾向にあること,直	・御提案いただいた固定系通信の分析の	
近のサービス卸を活用した FTTH サービスのシェアのうち、MNO が占める割合が約7割	観点等については、分析を行う際の参	
となっていること、FTTH 卸売市場に対して NTT 東西のシェアが急速に高まっているこ	考として承ります。	
とから、今後、市場の寡占状態が進行していくことが想定される為、公正な競争環境		
の構築に向けて競争状況を分析いただくよう要望致します。		
【株式会社エネルギア・コミュニケーションズ】		
平成 28 年度に引き続き、提供形態別(「自己設置」・「接続」・「卸電気通信役務」)の		
FTTH の競争状況や FTTH に係る卸電気通信役務を活用した FTTH の競争状況等や新サー		
ビスの提供実態等について分析することに賛同いたします。		
しかし、NTT 東西のサービス卸の卸先事業者数が 500 者を超えるにも関わらず、そ		
の事業者別シェアに占める MNO の割合は約7割となっております。これに加えて、FTTH		
の提供形態別の契約数の推移では、「卸電気通信役務」と「自己設置」の差は著しく縮		
小しており、今年度中には「卸電気通信役務」の契約数が「自己設置」の契約数を上回		
ることも容易に想像できるところです。		
この状況はまさに、サービス卸の開始前に多数の事業者から指摘されていた「大手		
事業者による固定通信市場の支配」の兆候であると考えます。		
このような状況が継続すれば、設備競争事業者の設備投資インセンティブは失われ		
るため、リスクを負って設備競争を挑んできた設備競争事業者も淘汰され、NTT が設備		

を独占するようになるのは明らかです。そのため、昨年に引き続き、以下の観点で分		
を独占するようになるのは明らかです。そのため、昨年に引き続き、以下の観点で分 析していくべきと考えます。		
・固定系通信市場における主要な移動系通信事業者と他の通信事業者との競争状況の		
一		
・NTT グループによる市場独占の回帰傾向に関する分析		
1117/2 人による中物は日の国が民間に関する方が		
【株式会社ケイ・オプティコム】		
平成 28 年度に引き続き、提供形態別(「自己設置」・「接続」・「卸電気通信役務」)の		
FTTH の競争状況や FTTH に係る卸電気通信役務を活用した FTTH の競争状況等や新サー		
ビスの提供実態等について分析を行うことに賛同します。		
NTT 東・西の FTTH サービス卸の提供条件が不透明であるため、認可接続約款に基づ		
く取引と異なり交渉過程も含めてボトルネック独占性に起因する優越的地位の濫用が		
行われ易いことから、事業者間の公平性や料金の適正性が今後も担保されるかを継続		
的かつ徹底的に調査する必要があると考えます。		
【KDDI株式会社】		
意見2-2 引き続き、モバイル市場の競争状況を分析・検証することに賛同。グル	考え方2-2	
ープ化の動向やグループ内外の競争状況について継続して分析・検証することも重		
要。		
MVNO 市場の健全な発展に向けては、モバイル市場全体の公正競争環境の向上が重要	・本計画案に対する賛同の御意見として	無
であるところ、引き続き、当該市場の競争状況を分析・検証いただくことについて賛	承ります。	
同いたします。		
また、今後 MVNO 市場における公正競争環境に影響を及ぼすおそれがあることから、	・本計画案では、今後重点的に取り扱う	
グループ化の動向やグループ内外の競争状況について継続して分析・検証いただくこ	課題・取組等を取りまとめた年次レポ	
とも重要と考えます。	ート(案)を作成し、今後の課題等につ	
	いては平成30年度年次計画(案)に反映	
【一般社団法人テレコムサービス協会】	させることとしています。	
意見2-3 グループごとの競争状況等について分析を行うことに賛同。	考え方2-3	free
電気通信市場分野においては、グループ化や寡占化が一層進行していると考えてお	・本計画案に対する賛同の御意見として	無
り、グループごとの競争状況等について分析を行うことに賛同いたします。	承ります。	
【株式会社ケイ・オプティコム】	*: + : 0 4	
意見2-4 MNO のサブブランドについて、可及的速やかに契約数などの詳細な動向	考え方2-4	
把握することが極めて重要。また、MVNOの普及促進等の観点から、SIMロック解除の実施状況について、昨年度と同様に分析することが重要。		
MNO のサブブランドについては、独立系 MVNO 間の競争を阻害している可能性があり、	・本計画案において、一部のMNOが展開す	
サブブランドを含めた市場分析を行うことが適切と考えます。そのため、サブブラン	るサブブランドについて、契約数など	7///

ドについて、可及的速やかに契約数などの詳細な動向把握することが極めて重要と考	の詳細な動向の把握に努め、MVNOを含	
えます。なお、サブブランドの動向把握においては、価格・サービス面のみならず、品	めた市場の競争状況をより適切に分析	
質面、営業サポート面、端末ラインナップ等の幅広い観点から行っていくことが重要	することとしています。	
と考えます。		
MVNOの普及促進等の観点から、SIMロック解除の実施状況(SIMロック解除の実績、	・御提案いただいた移動系通信の分析の	
利用者の認知状況、ロック解除後の機能制限の有無等)について、今年度においても	観点については、分析を行う際の参考	
昨年度と同様に分析することが重要と考えます。	として承ります。	
【株式会社ケイ・オプティコム】		
意見2-5 移動系通信市場におけるグループ別シェア等を分析する際、NTT ドコモ	考え方2-5	
網を利用する MVNO を NTT グループとして扱うべき。		
株式会社 NTT ドコモ殿(以下、「NTT ドコモ殿」という)のネットワークを利用する	・御意見については、グループごとの競	無
NTT グループの MVNO (NTT コミュニケーションズ株式会社殿や株式会社インターネッ	争状況等の分析・検証を行う際の参考	
トイニシアティブ殿等) は、NTT グループとして、MNO である NTT ドコモ殿とのグルー	として承ります。	
プ戦略上の棲み分け等が可能です。つきましては、移動系通信のグループ別の市場シ		
ェア等を見る際は、NTT ドコモ殿網を利用する NTT グループの MVNO を同一グループと	・なお、平成28年度における移動系通信	
して扱い、NTT グループ全体で分析頂くことを要望します。	の分析においては、MNOと当該MNOの特	
	定関係法人であるMNOを同一グループ	
【ソフトバンク株式会社】	として扱い分析を行ったところです。	
MVNO が提供する SIM カード型の契約数の事業者別シェア(平成 28 年度年次レポー		
トP37) の上位を占める IIJ (14.8%)、NTT コミュニケーションズ (12.9%) などは、		
資本関係のある NTT ドコモから回線を調達した場合であっても、NTT ドコモのサブブ		
ランドとして扱われておりません。		
一方、UQ コミュニケーションズは、SIM カード型契約数シェアが「増加傾向である		
ものの小さい」(平成 28 年度年次レポート P37) にもかかわらず、サブブランドとして		
扱われています。		
サブブランドを、MNO 自身の格安サービスブランド及び資本関係にある「MNO である		
MVNO」のみを対象とするだけでは、市場におけるグループのブランド戦略の一部を見		
ているにすぎず、同一資本グループによる MNO および MVNO のブランド戦略全体を見落		
とすこととなり、十分かつ俯瞰的に見ることができません。		
MNO としての NTT ドコモ、MVNO としての NTT コミュニケーションズや NTT ぷらら等		
を通じて NTT グループが移動通信事業を展開していることに鑑みれば、MVNO 市場を牽		
引している NTT コミュニケーションズや NTT ぷらら等を「NTT グループのサブブラン		

ド」として扱い検証すべきと考えます。(別添参照)

グループ/サブブランドの扱い方(イメージ) 別添資料

■グループの扱い方

	総務省	当社案
移動系通信市場	・資本関係にあるMNO間の周波数連携に着目して「MNOグループ」として扱う。 ⇒ KDDIグループ: KDDI/沖縄セルラー、 UQコミュニケーションズ ソフトバンクグループ: ソフトバンク、WCP NTTドコモ : NTTドコモのみ	①MNOと資本関係にあるMVNOについては、 一律に「MNOグループ」として扱う。 ⇒ KDDIグループ:KDDI/沖縄セルラー、 UQコミュニケーションズ ソフトバンクグループ:ソフトバンク、WCP NTTグループ : NTTドコモ NTTコム、III、NTTぶらら ②グループ毎の契約シェアの内駅としてMVNO を切り出して表示させる場合には、資本関係 の無いMVNOのみを対象とする。
FTTH市場	・NTTグループのシェアは見ない。 ⇒ NTT東・西(フレッツ光)単体のシェア。 ドコモ光、OCN光等を含めたグループの シェアは見ない。 ※KDDIIには、沖縄セルラー、OTNet、CTC、 JCN、J:COMグループが含まれる。	・NTT東西と資本関係にある卸先(コラボ)事業 者のFTTHは、NTTグループのFTTHとして 扱う(シェア算定) ⇒ NTTグループ: NTT東・西(フレッツ光) NTTドコモ(ドコモ光) NTTコム(OCN光)

グループ/サブブランドの扱い方(イメージ)

■サブブランドの扱い方

	総務省	当社案
移動系通信市場	・MNO自身の格安サービスブランド及び 資本関係にある「MNOであるMVNO」を 「サブブランド」として扱う	MNO自身の格安サービスブランド及び MNOと資本関係にあるMVNOを 「サブブランド」として扱う
	⇒ KDDIグループ:UQコミュニケーションズ (UQ mobile) ソフトバンクグループ:ソフトバンク (ワイモバイル) NTTドコモ :なし	⇒ KDDIグループ: UQコミュニケーションズ (UQ mobile) ジュピターテレコム (J:COM MOBILE) ソフトバンクグループ: ソフトバンク (ワイモバイル)
		NTTグループ:NTTコミュニケーションズ (OCNモバイルOne) IJ (IIJmio) NTTぶらら (ぶららモバイルLTE)

【KDDI株式会社】

意見2-6 NTT グループと他の MNO グループを3大グループとして同列に扱うこと 考え方2-6 は不適当。

電気通信事業分野において、「主要電気通信事業者が3大グループに収れんしてい」・御意見については、グループごとの競し無 る」と説明していますが、NTT グループと他の MNO グループを3大グループとして同 争状況等の分析を行う際の参考として

列に扱うことは不適当と考えます。

- ・NTT 東・西は全国規模でボトルネック設備を保有しており、光ファイバの設備ベースで 77.1%、FTTH の卸売市場シェアでも 79.8%と高いシェアを維持しています。
- ・一方、NTT ドコモは、移動系通信における設備ベースで 40%超、卸売市場で 50.5% と拡大を続けています。
- ・このように、固定・モバイルの両市場においてドミナント事業者を持つ NTT グループは、電気通信市場全体をコントロールする立場にあります。
- ・グループ化の動向を、競争制限(市場支配力濫用)の観点から分析・検証するには、 電気通信事業法上の「特定関係法人」の定義(範囲)に留まらず、独占禁止法上の考 え方(企業結合ガイドライン)※を踏まえたグループの考え方で広く検証すべきで す。
- ・特にモバイルについては、周波数連携に着目して「資本関係にある MNO 間の取引」 のみをグループ間取引として見るだけでは、市場におけるグループ事業戦略の一部 を見ているにすぎず、MNO による同一資本グループ内の MVNO との取引全体を見落と すこととなり、十分かつ俯瞰的に見ることができません。

グループ内 MNO 間の周波数連携に限らず、ドミナント MNO の NTT ドコモによるグループ内関連会社に対する卸提供 (NTT ドコモ-NTT コミュニケーションズ、IIJ 等の取引関係) について重点的に分析・検証を行う必要があると考えます。

※<企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針>

企業結合審査の対象となる行為類型において、「株式発行会社の総株式の議決権に占める株式所有会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権を合計した議決権の割合が20%を超え、かつ、当該割合の順位が単独で1位となる場合」との規定がある。

【KDDI株式会社】

承ります。

・なお、「平成27年情報通信に関する現状報告」図表1-1-3-9にもあるとおり、近年、主要電気通信事業者は3大グループに収れんしている状況にあると考えます。

3. 電気通信事業者の業務の適正性等の確認に関する実施方針

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえ た案の修正の有無
意見3-1 電気通信事業法第 166 条の規定に基づく報告徴収が過度に実施されるこ	考え方3-1	
とがないよう運用することを要望。		
報告徴収は電気通信事業法第166条の規定にあるとおり「法律の施行に必要な限度」	・本計画案に記載のとおり、電気通信市	無
で実施されるものであることから、法の趣旨に則り、過度に実施されることがないよ	場の分析・検証を行うために必要な情	
う運用頂くことを要望します。	報については、電気通信事業者等の協	
	力を得ながら情報収集を行うことを原	
【ソフトバンク株式会社】	則とする考えですが、基本方針におい	
	て、本検証プロセスの一環として、必要	
	に応じ、報告徴収等を実施することし	
	ていることから、本計画案においても、	
	その旨明記したところです。	

3-1 固定系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえ た案の修正の有無
意見3-1-1 NTT 東西及び NTT 東西からサービス卸の提供を受ける卸先事業者に	考え方3-1-1	
対し、サービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況等について確認を行うことに賛		
同。また、卸先事業者のうち MNO が提供している FTTH と移動系通信サービスのセッ		
ト割引について詳細な確認を行うことに賛同。		
NTT 東西及び NTT 東西からサービス卸の提供を受ける卸先事業者(卸先事業者から	・本計画案において、MNOが提供する	無
再卸を受ける電気通信事業者を含む。以下同じ。)に対し、サービス卸ガイドラインを	FTTHと移動系通信サービスのセット割	
踏まえた対応状況等について確認を行うことに賛同致します。	引に係る詳細確認及びNTT西日本にお	
卸先事業者のうち MNO が提供している FTTH と移動系通信サービスのセット割引に	けるサービス卸の提供料金とFTTHの利	
ついて詳細な確認を行うことに賛同致します。また、携帯電話サービスに FTTH サービ	用者料金の詳細確認を行うとともに、	
スをセットすることにより、FTTH サービスの利用料金を大きく上回るようなセット割	平成28年度に引き続き、NTT東西及び	
引を提供することに対して、その割引原資の所在の透明化や、携帯電話サービスから	NTT東西からサービス卸の提供を受け	
の割引となる旨の明確な表示の徹底等、公正な競争環境の構築に資する確認となるよ	る卸先事業者に対し、サービス卸ガイ	
う要望致します。	ドラインを踏まえた対応状況等につい	
	て確認を行うこととしています。	
【株式会社エネルギア・コミュニケーションズ】		
MNO が提供している FTTH と移動系通信サービスのセット割引については、平成 28	・御提案いただいた調査・確認に係る観	
年度における業務の状況等の確認結果において、競争阻害的料金設定が行われている	点等については、業務の状況等の確認	
可能性が述べられるとともに、携帯電話と FTTH 事業の収支の状況や割引額の設定方法	を行う際の参考として承ります。	

について、調査を行うとの対応方針が示されており、弊社はこれに賛同するものです。この方針に従い、セット割引についての調査が適切に行われ、大手 MNO とそれ以外の事業者との間で適正な競争環境を維持していただくことを強くお願いします。 【株式会社STNet】 NTT 東西殿及び NTT 東西殿からサービス卸の提供を受ける卸先事業者(卸先事業者から再卸を受ける電気通信事業者を含む。以下同じ。)に対し、サービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況等について確認を行うことに賛同いたします。 卸先事業者のうち MNO が提供している FTTH と移動系通信サービスのセット割引について、詳細な確認を行うことに賛同いたします。なお、卸先事業者の競争阻害的な料金設定や過度のキャッシュバックなどの実態に関しては、事業者・利用者からのアンケート調査やヒアリングだけでは十分把握できないおそれがあるため、卸先契約代理業者を含めた営業販売現場における個別具体的な行為について実態調査を行うことが重要と考えます。	・また、市場検証の結果、課題が明らかとなった場合は、政策への反映を適時適切に実施してまいります。	
【株式会社ケイ・オプティコム】		
意見3-1-2 MNOが提供するFTTHと移動系通信サービスとのセット割引が「競争 阻害的な料金の設定等」に該当するかどうかは、まず「電気通信市場の分析」の一環 として小売市場全体の市場分析の中で評価されるべき。	考え方3-1-2	
「業務の適正性等の確認」の一環として、MNOが提供するFTTHと移動系通信サービスとのセット割引に係る詳細確認を行うことが示されていますが、当該セット割引が「競争阻害的な料金の設定等」に該当するかどうかは、まず「電気通信市場の分析」の一環として小売市場全体の市場分析の中で評価されるべきと考えます。セット割引自体は小売市場において当社以外にも多くの事業者が提供しており、単純な割引額の大小ではなく、携帯電話料金、FTTH料金及び割引額も含めた利用者の負担額を比較した場合には当社の料金が「競争阻害的な料金の設定等」に該当するものではないと考えます。	・MNOが提供するFTTHと移動系通信サービスとのセット割引について、当該セット割引の額を考慮した実質的なFTTHの料金において、適正なコストを下回り、他のFTTHの提供事業者を排除又は弱体化させる競争阻害的な料金設定となっていないか等、詳細な確認を行うこととしています。	無
意見3-1-3 MNOが提供しているFTTHと移動系通信サービスのセット割引につい	考え方3-1-3	
て詳細な確認を行う場合、サービス卸を利用した FTTH のみを対象とするのではなく、FTTH 全体の競争環境を範囲とすることを強く要望。		
「MNO が提供している FTTH と移動系通信サービスのセット割引について、詳細な確認を行う」とありますが、その場合において、対象となる FTTH サービスを、サービス卸を利用した FTTH のみとするのではなく、FTTH 全体の競争環境を範囲として頂くことを強く要望します。 「電気通信事業分野における市場検証年次レポート(平成 28 年度)(案)」に対する	・平成28年度において、「固定系通信・移動系通信における卸及び接続」を重点事項とし、NTT東西が提供するサービス卸について、NTT東西及びNTT東西からサービス卸の提供を受ける卸先事業者	無

弊社意見書でも述べたとおり、今回の指摘の対象が、FTTHの「卸電気通信役務」型の	に対し、サービス卸ガイドラインを踏	
みとしている点については、以下の理由等により、合理性を欠いているものと考えま	まえた対応状況等について確認を行っ	
す。	た結果、MNOが提供するFTTHと移動系通	
①携帯電話とセットで提供される FTTH がサービス卸であるか否かはお客様には意識	信サービスとのセット割引について、	
されていないこと。	当該セット割引の額を考慮した実質的	
②「自己設置」型等のサービス卸以外の FTTH 等も含めて料金競争が行われていること	なFTTHの料金において、適正なコスト	
から、サービス卸に限定した調査では、不十分であること。	を下回り、他のFTTHの提供事業者を排	
	除又は弱体化させる競争阻害的な料金	
【ソフトバンク株式会社】	設定となっていないか等、詳細な確認	
	を行うこととしています。	
	211 / C C C C C C S / 0	
	・本計画案において、「自己設置」・「接	
	続」・「卸電気通信役務」それぞれの提供	
	形態ごとの間で公正競争が確保されて	
	いるか等の観点から、多面的かつ総合	
	的な検証を行うこととしていることも	
	踏まえ、「卸電気通信役務」型以外の	
	FTTHアクセスサービスのセット提供等	
	に係る行為についても、電気通信事業	
	法上の問題が明らかになった場合に	
	は、適切に対処していく考えです。	
 意見3-1-4 NTT 東西の卸電気通信役務の提供において、競争阻害の懸念がない		
	考え月3 - 1 - 4 	
か、競争促進の観点で改善ポイントがないか等を重点的に検証することを要望。 「サービス卸」を含む東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以	・御意見については、業務の状況等を確	無
		無
下、「NTT 東西殿」という)の卸役務に関しては事業者間による協議に依ることとなる	認する際の参考として承ります。	
ため、接続により役務提供がなされる場合と比べ、協議が長期化する傾向にあります。		
このため、NTT東西殿の卸業務の提供(事業者間手続きや協議期間等)において、競争		
阻害の懸念がないか、競争促進の観点で改善ポイントがないか等を重点的に検証頂く		
ことを要望します。		
I a a a a life to A Li V		
【ソフトバンク株式会社】		

3-2 移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえ た案の修正の有無
意見3-2-1 平成 28 年度検証での確認結果を踏まえた制度的措置への対応状況 や注視事項の取組状況、電波利用の連携によるサービスに関する状況等を確認する ことは、MVNOにおける円滑な事業運営、サービスの多様化・高度化による利用者利 便の向上の観点から有効。	考え方3-2-1	
平成 28 年度検証での確認結果を踏まえた制度的措置への対応状況や注視事項の取組状況、さらには電波利用の連携によるサービスに関する状況等を確認いただくことは、MVNOにおける円滑な事業運営、サービスの多様化・高度化による利用者利便の向上の観点から、有効であると考えます。 なお、分析・検証等を進めていくなかで、課題等が明らかになった場合においては、平成 28 年度検証と同様に、制度的措置の実施を含め速やかに対処いただくことを希望いたします。	・本計画案に対する賛同の御意見として 承ります。・市場検証の結果、課題が明らかとなっ た場合は、政策への反映を適時適切に 実施してまいります。	無
【一般社団法人テレコムサービス協会】 意見3-2-2 移動系通信市場において MVNO が実質的なプレーヤーとして競争で きる環境整備に向けて、残された課題が早期に解決されることを要望。また、電気 通信事業法施行規則等の改正後、事業者の取り組みを注視した結果、課題がある場 合は、早期の制度的対応を要望。	考え方3-2-2	
第二種指定電気通信設備に係る接続及び卸電気通信役務の提供条件の透明性・適正性等を確保するための制度整備がなされたことは、MVNOの発展に寄与する取り組みであり、高く評価しています。 一方、MNO間のL2接続料の格差、「電波利用の連携」の制度的対応等、移動系通信市場において MVNO が実質的なプレーヤーとして競争できる環境整備に向けた課題は残っており、これらの課題が早期に解決されることを要望します。また、電気通信事業法施行規則等の改正後、事業者の取り組みを注視された結果、課題がある場合は、早期に制度的対応がなされることを要望します。	・市場検証の結果、課題が明らかとなった場合は、政策への反映を適時適切に 実施してまいります。	無
【株式会社ケイ・オプティコム】 意見3-2-3 NTT グループと他の MNO グループを3大グループとして同列に扱う	考え方3-2-3	
ことは不適当。 電気通信事業分野において、「主要電気通信事業者が3大グループに収れんしている」と説明していますが、NTT グループと他のMNO グループを3大グループとして同列に扱うことは不適当と考えます。 ・NTT 東・西は全国規模でボトルネック設備を保有しており、光ファイバの設備ベースで77.1%、FTTHの卸売市場シェアでも79.8%と高いシェアを維持しています。	・考え方2-6のとおりです。	無

- ・一方、NTT ドコモは、移動系通信における設備ベースで 40%超、卸売市場で 50.5% と拡大を続けています。
- ・このように、固定・モバイルの両市場においてドミナント事業者を持つ NTT グループは、電気通信市場全体をコントロールする立場にあります。
- ・グループ化の動向を、競争制限(市場支配力濫用)の観点から分析・検証するには、電気通信事業法上の「特定関係法人」の定義(範囲)に留まらず、独占禁止法上の考え方(企業結合ガイドライン)※を踏まえたグループの考え方で広く検証すべきです。
- ・特にモバイルについては、周波数連携に着目して「資本関係にある MNO 間の取引」 のみをグループ間取引として見るだけでは、市場におけるグループ事業戦略の一部 を見ているにすぎず、MNO による同一資本グループ内の MVNO との取引全体を見落と すこととなり、十分かつ俯瞰的に見ることができません。

グループ内 MNO 間の周波数連携に限らず、ドミナント MNO の NTT ドコモによるグループ内関連会社に対する卸提供(NTT ドコモ-NTT コミュニケーションズ、IIJ 等の取引関係)について重点的に分析・検証を行う必要があると考えます。

※<企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針>

企業結合審査の対象となる行為類型において、「株式発行会社の総株式の議決権に占める株式所有会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権を合計した議決権の割合が20%を超え、かつ、当該割合の順位が単独で1位となる場合」との規定がある。

【KDDI株式会社】

3-3 グループ内外の電気通信事業者に対する不当な差別的取扱いの確認

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえ た案の修正の有無
意見3-3-1 グループ内外の電気通信事業者に対する不当な差別的取扱いの有無 を確認することに賛同。	考え方3-3-1	
MVNO 市場において多種多様な事業者による公正競争環境を確保するという観点から、二種指定設備設置事業者及びその特定関係法人である電気通信事業者におけるグループ内外の電気通信事業者に対する不当な差別的取り扱いの有無を確認いただくことについて賛同いたします。	・本計画案に対する賛同の御意見として承ります。	無
【一般社団法人テレコムサービス協会】 グループ内外の電気通信事業者に対する不当な差別的取扱いの有無について確認す		

ることに賛同いたします。		
【株式会社ケイ・オプティコム】		
グループ内外の電気通信事業者に対する不当な差別的取扱いの有無について確認を		
行うことについて賛成。		
【楽天株式会社】	*=+0 0 0	
意見3-3-2 【確認対象】に「携帯電話販売代理店」を追加すべき。	考え方3-3-2	Arr
【確認対象】に①~⑤に加えて「⑥携帯電話販売代理店」を追加。	・グループ内外の電気通信事業者に対す	無
	る不当な差別的取扱いの確認について	
(理由) たれてスケール・テルザケー・初かせるようこの理由バクセトスラーバタイ	は、まずは、電気通信事業者を確認対象	
移動系通信においては、取引慣行上、契約媒介を行う代理店が介在することが多く、	として実施する考えです。	
代理店の領域において競争上問題のある行為が行われると、移動系通信市場における	御辛日に ついては、地圧度以降の圧地	
競争に対しても大きな悪影響を与えることになる。そのため、代理店の領域において 不当な差別的取扱いなどの問題のある行為が行われていないか検証対象とする必要が	・ 御意見については、次年度以降の年次 計画案の策定等を行う際の参考として	
小当な定別的取扱いなどの问題のめる11 為か11 われていないが快証対象とする必要が あると考えられるため。	前回采の泉た寺を11万原の参与として 承ります。	
めると与えり4しるため。	予りより。 	
【楽天株式会社】		
意見3-3-3 二種指定設備設置事業者の特定関係法人と二種指定設備設置事業者	考え方3-3-3	
との間の電気通信役務の提供以外の業務に関する契約の確認は、事業者の自由など		
ジネスを脅かすことにもなりかねないため避けるべき。		
二種指定設備設置事業者の特定関係法人と二種指定設備設置事業者との間であって	・「電気通信事業分野における競争の促	無
も、電気通信役務の提供以外の業務に関する契約を確認することは、事業者の自由な	進に関する指針」(平成28年5月改定)	
ビジネスを脅かすことにもなりかねないため、避けるべきと考えます。これら契約は、	において、電気通信事業者が、例えば、	
電気通信事業法の役務提供義務や特定の電気通信事業者に対する不当に不利な取扱い	自己の関係事業者の業務委託等につい	
の禁止等の規定とは関係がありません。	てのみ有利な取扱いをするなど、適正	
	かつ合理的でない事業運営を行ってい	
【UQコミュニケーションズ株式会社】	ることにより、電気通信の健全な発達	
	又は国民の利便の確保に支障が生ずる	
	おそれがあると認めるときは、電気通	
	信事業法に基づき、業務改善命令が発	
	動される(同法第29条第1項第12号)旨	
	記載しているところです。	
意見3-3-4 二種指定設備設置事業者の特定関係法人と二種指定設備設置事業者	考え方3-3-4	
以外の電気通信事業者との間の契約の確認は、事業者の自由なビジネスを脅かすこ		
とにもなりかねず避けるべき。	サーナのとうれるといり、古の月間で	Aur
二種指定設備設置事業者の特定関係法人と二種指定設備設置事業者以外の電気通信	・基本方針に記載のとおり、事後規制の	無

事業者との間の契約の確認は、事業者の自由なビジネスを脅かすことにもなりかねず、避けるべきと考えます。 仮に、二種指定設備設置事業者の特定関係法人と他の電気通信事業者との間で、電気通信役務の提供に関して公正競争上の懸念等が生じた場合には、電気通信事業法の役務提供義務や特定の電気通信事業者に対する不当に不利な取扱いの禁止等の規定の趣旨も踏まえつつ、個別の事案ごとに適切に対処されることで十分足りると考えます。	実効性を確保するためには、総務省が 定期的・継続的に情報の収集を行い、電 気通信事業者の事業運営を絶えず確認 し、電気通信事業者の業務の適正性等 に係る問題を早期に発見するととも に、必要な監督上の措置を講じ、問題が 深刻化する前に改善のための取組を推	
【UQコミュニケーションズ株式会社】	進していくことが重要であると考えま	
 意見3-3-5 第一種指定電気通信設備を利用する役務の取引は、NTT 東西の電気	す。 考え方3-3-5	
通信役務の提供以外の業務及び NTT 東西の特定関係法人や独占禁止法上の考え方を		
踏まえたグループ会社以外の電気通信事業者に対する提供状況についても徹底的に		
検証することが必要。一方、二種指定設備設置事業者に関する検証については、イ		
ノベーションの妨げにならないよう、独占禁止法上の考え方を踏まえたグループ会 社との電気通信役務に関する取引に限定すべき。		
NTT 東・西による第一種指定設備を利用する役務の取引は、ボトルネック独占性に起	・電気通信事業者のグループ内とグループ	無
因する優越的地位の濫用が行われやすいことから、NTT 東・西の電気通信役務の提供以	外との間の公正競争の徹底により、多様	<i>7</i> m
外の業務、及び「NTT 東・西の特定関係法人や独占禁止法上の考え方(企業結合ガイド	なプレーヤーが公平な条件の下で競争で	
ライン)を踏まえたグループ会社」以外の電気通信事業者に対する提供状況について	きる環境を確保する観点から、一種指定	
も徹底的に検証することが必要です。	設備設置事業者及び二種指定設備設置	
一方、二種指定設備は、複数の MNO による競争によって提供され、様々な分野・産	事業者並びにそれらの特定関係法人であ	
業との連携を通じた IoT により、新たなビジネスモデルや多種多様な新サービスの創	る電気通信事業者におけるグループ内外	
出が期待されています。そのため、二種指定設備設置事業者に関する検証については、	の電気通信事業者に対する不当な差別	
イノベーションの妨げにならないよう、独占禁止法上の考え方(企業結合ガイドライ	的取扱いの有無について確認を行う考え	
ン)を踏まえたグループ会社との電気通信役務に関する取引に限定すべきと考えます。	です。	
【KDDI株式会社】		
意見3-3-6 KDDIの連結子会社であることをもって、ひとくくりに「KDDIの企業	考え方3-3-6	
グループ」として整理されるとすれば、違和感を覚える。		
弊社は KDDI の連結子会社となっていることにより特定関係法人と規定されていま	・御意見については、グループごとの競	無
すが、弊社に対する出資比率は、KDDIと住友商事がそれぞれ 50 パーセントずつであ	争状況等の分析やグループ内外の電気	
り、弊社は両社の共同経営体制による会社として独自の運営を行っております。	通信事業者に対する不当な差別的取扱	
例えば、弊社のサービスの一部で KDDI との商品・サービスとの連携(「au スマート	いの確認を行う際の参考として承りませ	
バリュー」)を行っておりますが、これは、J:COM グループによる営業戦略の一環であ	す。	
り、実際に KDDI と資本関係のない事業者においても「au スマートバリュー」を広く 活用されております。		
また、電気通信事業分野の市場においては、MVNO として KDDI から回線提供を受け		
また、电人型ロザボルガッ/中物に40v では、MVIO C C C MDI ルージ回豚促発で支げ		

たサービスの他に、KDDI 以外の事業者の回線 SIM を利用したサービスの提供も行って	
おります。	
更にインターネット接続サービスにおいては KDDI の FTTH アクセスサービス (au ひ	
かり)とJ:COM グループの CATV インターネットサービス (J:COM NET) は市場では実	
際に直接的な競合関係にあります。	
こうした事実から、少なくとも弊社については、商品・サービスを提携(「au スマ	
ートバリュー」) していることは、存在する事実関係の「ある一面」に過ぎません。KDDI	
の連結子会社であることをもって、ひとくくりに「KDDI の企業グループ」として整理	
されるとすれば、違和感を覚えます。市場の競争状況の分析においては、こうした状	
況を踏まえて適切に行われることを希望します。	
【株式会社ジュピターテレコム】	

4. 電気通信市場の検証に関する実施方針

4-1 固定系通信に関する市場の検証

4-1-1 公正競争に関する検証

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえ た案の修正の有無
意見4-1-1 提供形態ごとの間での公正競争やグループ内とグループ外の間の公	考え方4-1-1	
正競争の確保という観点で検証していくことに賛同。		
「自己設置」・「接続」・「卸電気通信役務」それぞれの提供形態ごとの間での公正競	・本計画案に対する賛同の御意見として	無
争やグループ内とグループ外の間の公正競争の確保という観点で検証していくことに	承ります。	
賛同します。なお、本検証にあたっては、大手携帯電話事業者が NTT 東西のサービス		
卸を活用することの影響について重点的に検証していただき、課題がある場合は早期	・市場検証の結果、課題が明らかとなっ	
に制度的対応がなされることを要望します。	た場合は、政策への反映を適時適切に	
	実施してまいります。	
【株式会社ケイ・オプティコム】		
意見4-1-2 引き続き、NTT 東西の接続料金・卸料金・利用者料金については重点	考え方4-1-2	
的に分析の上、料金・サービスの多様化、低廉化が促進されているか十分に検証す		
るとともに、卸約款等による規制の導入による透明性の確保について検討すること		
を要望。		
「電気通信事業分野における市場検証(平成28年度)」年次レポート(案)の分析、	・本計画案において、平成28年度に引き	無
検証結果からもわかる通り、移動系通信においては、MVNOを含めた市場の競争が進展	続き、「固定系通信・移動系通信におけ	
し、料金・サービスの多様化、低廉化についても一定の進展が見られたものの、固定	る卸及び接続」を重点事項とし、固定系	
系通信については、NTT 東西殿のサービス卸が中心となり、料金・サービスの多様化、	通信について、料金・サービスの多様	
低廉化や FTTH の利用の顕著な増加は見られません。また、「サービス卸」は第一種指	化、低廉化が促進されているか等の観	

		T
定電気通信設備を利用し、第一種指定電気通信設備を設置している NTT 東西殿が提供	点から、分析・検証を行うこととしてい	
するサービスにもかかわらず、その卸料金は透明性を欠いており、第一種指定電気通	ます。	
信設備制度が機能しにくい市場環境になりつつあります。		
このため、引き続き、NTT 東西殿の接続料金・卸料金・利用者料金については重点的	・市場検証の結果、課題が明らかとなっ	
に分析の上、料金・サービスの多様化、低廉化が促進されているか十分に検証すると	た場合は、政策への反映を適時適切に	
ともに、卸約款等による規制の導入による透明性の確保についても検討頂くことを要	実施してまいります。	
望します。		
また、「電気通信事業分野における市場検証(平成28年度)」年次レポート(案)の		
第3編 電気通信市場の検証1固定系通信に関する市場の検証(3)今後取組むべき課		
題等にも「卸料金の水準の適正性を精緻に検証していくためには、総務省においてそ		
の検証の在り方について検討を進めることが重要である」と記載されているとおり、		
本年次計画においても卸料金の水準の適正性の検証を行う旨を記載すべきと考えま		
す。		
9 0		
【ソフトバンク株式会社】		
意見4-1-3 NTT 東西と卸先事業者との個別契約内容等については、総務省でも		
意見4	考えガ4 ⁻ 1 ⁻ 3 	
ドラインのより効果的な運用につながることを期待。		hora
NTT 東西が提供するサービス卸について、情報通信審議会答申「2020 年代に向けた	・本計画案において、平成28年度に引き	無
情報通信政策の在り方」では、「その提供形態や内容によっては、自ら回線設備を設置	続き、NTT東西に対し、サービス卸ガイ	
する事業者による競争に与える影響を含め、様々な競争事業者との公正競争の確保に	ドラインを踏まえた対応状況等につい	
支障を及ぼすおそれがある」とされたことから、卸元である NTT 東西、および卸先事	て確認を行うこととしています。	
業者には業務の適正性、公平性確保のため、「サービス卸ガイドライン」を踏まえた対		
応が求められています。		
NTT 東西と卸先事業者との個別契約内容等については、総務省でもその適正性の検		
証が行われていますが、本市場検証会議において透明性が高まり、ガイドラインのよ		
り効果的な運用につながることを期待します。		
【株式会社ジュピターテレコム】		

4-1-2 利用者利便に関する検証

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえ た案の修正の有無
意見4-1-4 利用者のサービスレベルを維持・向上していく必要性に十分留意して検証することが重要。	考え方4-1-4	
利用者料金の低廉化の観点での検証については、将来的な FTTH の需要や増加するト	・御意見については、検証を行う際の参	無

ラヒックへの対応等、引き続き利用者のサービスレベルを維持・向上していく必要性	考として承ります。	
があるという点について十分ご留意いただいた上、検討していくことが重要と考えま		
す。		
【株式会社ケイ・オプティコム】		

4-2 移動系通信に関する市場の検証

4-2-1 公正競争に関する検証

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえ た案の修正の有無
意見4-2-1 引き続き、モバイル市場の競争状況を分析・検証することに賛同。	考え方4-2-1	
グループ化の動向やグループ内外の競争状況について継続して分析・検証すること		
も重要。		
MVNO 市場の健全な発展に向けては、モバイル市場全体の公正競争環境の向上が重要	・ 考え方 2 - 2 のとおりです。	無
であるところ、引き続き、当該市場の競争状況を分析・検証いただくことについて賛		
同いたします。		
また、今後 MVNO 市場における公正競争環境に影響を及ぼすおそれがあることから、		
グループ化の動向やグループ内外の競争状況について継続して分析・検証いただくこ		
とも重要と考えます。		
【一般社団法人テレコムサービス協会】		
意見4-2-2 MNO のサブブランドも含めた MNO と MVNO との間の公正競争やグルー	考え方4-2-2	
プ内とグループ外との間の公正競争が確保され、料金・サービスの多様化、低廉化		
が促進されているかの観点から検証を行うことに賛同。		
MNO のサブブランドも含めた MNO と MVNO との間の公正競争やグループ内とグループ	・本計画案に対する賛同の御意見として	無
外との間の公正競争が確保されているか等の幅広い観点で検証を行っていくことに賛	承ります。	
同します。特に、MNOのサブブランドについては、独立系 MVNO 間の競争を阻害してい		
る可能性があることから重点的に検証していただき、課題がある場合は早期に制度的	・市場検証の結果、課題が明らかとなっ	
対応がなされることを要望致します。	た場合は、政策への反映を適時適切に	
スイッチングコストの観点からは、中古端末等の流動性の確保という点も重要であ	実施してまいります。	
ると考えられますので、例えば中古端末のSIMロックがMVNOにおける利用を阻害して		
いないか等も検証していくことが重要と考えます。	・御提案いただいた検証の観点について	
	は、検証を行う際の参考として承りま	
【株式会社ケイ・オプティコム】	す。	
下記の記載について賛成。		
①MNO 間、MVNO 間及び MNO である MVNO や MNO のサブブランドも含めた MNO と MVNO と		

の間の公正競争やグループ内とグループ外との間の公正競争が確保され、料金・サービスの多様化、低廉化が促進されているか。		
(理由) MNO 間の競争やサブブランド問題については十分な検証が必要であると考えられる ため。		
【楽天株式会社】		
意見4-2-3 MNO 間、MVNO 間だけでなく MNO である MVNO や MNO のサブブランドも	考え方4-2-3	
含めた MNO と MVNO との間の公正競争やグループ内とグループ外との間の公正競争が確保されていることの検証は必須。		
料金・サービスの多様化、低廉化を促進するには、公正競争が確保されいることが前提と考えます。 しかし、移動系通信市場においては、巨大な資金力を持つ MNO とそのコントロールの下で、MNO と同様の大規模な販売促進や営業活動を行うサブブランドの動きによっては、小規模な MVNO の新規参入や活動が抑制され、公正な競争環境が損なわれる可能性があります。 このため、MNO 間、MVNO 間だけでなく MNO である MVNO や MNO のサブブランドも含めた MNO と MVNO との間の公正競争やグループ内とグループ外との間の公正競争が確保されていることの検証は必須であり、引き続き精査をお願いします。	・本計画案において、MNO間、MVNO間及び MNOであるMVNOやMNOのサブブランドも 含めたMNOとMVNOとの間の公正競争や グループ内とグループ外との間の公正 競争が確保され、料金・サービスの多様 化、低廉化が促進されているか等の観 点から検証を行うこととしています。	無
【株式会社STNet】		
意見4-2-4 NTT グループの MVNO と NTT ドコモとの関係も対象として検証することが必要。	考え方4-2-4	
NTT グループの MVNO であるインターネットイニシアティブ (IIJ mio) および NTT コミュニケーションズ (OCN モバイル ONE) と NTT ドコモとの関係も対象として検証する 必要があると考えます。 MNO は概ね NTT グループ、KDDI グループ、ソフトバンクグループの 3 グループに収 斂されています。また、電気通信市場検証会議 (第5回) 資料 5-2 では、「契約数が 3 万以上の MVNO における SIM カード型の契約数の事業者別シェア」は、インターネットイニシアティブが最も高く 14.8%、次いで NTT コミュニケーションズが 12.9%と示されています。 NTT グループの MVNO であるとの観点からも、契約数シェア 1 位・2 位を占める MVNO であるとの観点からも、インターネットイニシアティブおよび NTT コミュニケーションズを検証対象から除外することは不自然であり、市場分析の結果を歪めることになるため、不適切であると考えます。	・御意見については、検証を行う際の参考として承ります。	無

【UQコミュニケーションズ株式会社】		
意見4-2-5 MNOの料金プランの多様化や MVNOの台頭等により競争が大きく進展	考え方4-2-5	
しているところ、過度な規制とならないよう十分配慮することを要望。		
移動系通信に関する市場においては、MNOの料金プランの多様化や MVNOの台頭等、昨今、競争が大きく進展している状況です。したがって、今後、料金・サービスについては、利用者のニーズや各社の戦略(集中する領域・分野等)等を踏まえた上、市場の中で創意工夫を行っていくことを基本とし、過度な規制とならないよう十分配慮頂くことを要望します。	・市場検証の結果、課題が明らかとなった場合は、政策への反映を適時適切に 実施してまいります。	無
【ソフトバンク株式会社】		

4-2-2 利用者利便に関する検証

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえ た案の修正の有無
意見4-2-7 MNO 各社における新料金プラン等の導入により利用者利便は増大しているところ、過度な規制とならないよう十分配慮することを要望。	考え方4-2-7	
ライトユーザ向けの料金プランや期間拘束・自動更新付契約の見直し等については、 貴省の「ICT サービス安心・安全研究会」の議論結果も踏まえ、MNO 各社において新料 金プラン等の導入が順次なされており、利用者利便は増大している認識です。過剰な 規制による市場介入は、却って、サービスの多様化を阻害させ、複雑性を生じさせる 等の副作用を産む懸念もあることから、今後は、各事業者が市場の中で創意工夫を行 っていくことを基本とし、過度な規制とならないよう十分配慮頂くことを要望します。	・市場検証の結果、課題が明らかとなった場合は、政策への反映を適時適切に 実施してまいります。	無
【ソフトバンク株式会社】		
意見4-2-8 MVNOにも早期に「スマートフォンの端末購入補助の適正化に関する	考え方4-2-8	
ガイドライン」を適用すべき。		
「スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン」の適用において、MVNOが対象外となっていますが、直近の市場環境においては、MVNOが相当な割合の加入者シェアを獲得する等、市場における MVNO の競争力が高まっていることや、一部のMVNOでは MNO と近しい販売形態や価格設定を行っている事例等も散見されることから、MVNOにも早期に同ガイドラインを適用すべきと考えます。中でも、モバイルデータ通信の分野で MNO と競合している BWA 事業者が MVNO として携帯電話の電気通信役務を提供するケースにおいては、MNO と同一企業グループに属	・「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」(平成29年1月策定)の「スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン」において、「総務省は、MVNOが不適正な端末購入補助を行い、利用者間の著しい不公平や他のMVNOの新規参入・成長の阻害を	無
する MVNO が存在するため、公正競争の観点からも当該 MVNO を直ちに上記ガイドラインの適用対象とすべきと考えます。	招くおそれがないかを注視し、必要に 応じ本ガイドラインの適用範囲につい て検討するものとする」としていると	

【ソフトバンク株式会社】	ころであり、御意見も参考としながら、
	引き続きMVNOによる端末購入補助の状
	況を注視してまいります。

5. 情報の収集

5-1 需要(利用者)側に関する情報の収集

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえ た案の修正の有無
意見5-1 アンケート調査結果の活用に当たっては、調査結果が必ずしも市場実態	考え方5-1	
や利用者ニーズを正確に反映していないケースもあることに引き続き留意してほし		
ιν _°		
利用者へのアンケート調査や事業者への個別ヒアリング等の調査は、様々な側面か	・本計画案において、引き続き市場検証	無
ら市場の分析・検証を実施する上で有用であると考えます。	会議からの助言を得て、電気通信市場	
アンケート調査結果が必ずしも市場実態や利用者ニーズを正確に反映していないケ	の動向を的確に把握し、実効性の高い	
ースもあるため、アンケート調査結果の活用にあたっては引き続きご留意くださいま	分析・検証を行うために必要となるデ	
すようお願いします。	ータやその収集の在り方等について検	
	討を行い、多面的かつ総合的な検証を	
【株式会社NTTドコモ】	行うこととしています。	

5-2 供給(事業者)側に関する情報の収集

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえ た案の修正の有無
意見5-2-1 事業者の経営情報等に関わる詳細な調査を実施する場合には、調査 の理由や調査項目の必要性について事前示してほしい。また、一方の当事者の意見	考え方5-2-1	
のみを根拠とせずに市場検証や制度整備が行われますよう引き続き配慮してほしい。		
利用者へのアンケート調査や事業者への個別ヒアリング等の調査は、様々な側面から市場の分析・検証を実施する上で有用であると考えます。 事業者への個別ヒアリング等の調査には真摯に対応させていただく所存ですが、事業者の経営情報等に関わる詳細な調査を実施する場合には、調査の理由や調査項目の必要性について事前にお示し下さいますようお願いします。 また、一方の当事者の意見のみを根拠とせず、双方の当事者の意見を聴いた上で市場検証や制度整備が行われますよう、引き続きご配慮願います。	・電気通信市場の分析・検証を行うため に必要な情報については、調査内容等 に応じ、アンケート調査及びヒアリン グ等を通じて、関係する電気通信事業 者等から適切に収集してまいります。	無
【株式会社NTTドコモ】		

意見5-2-2 アンケート調査を最小限とするとともに、非公表情報については提	考え方5-2-2	
出が困難である点に留意してほしい。		
事業者から貴省へ報告する事項については、度重なる報告規則の改正や任意の要請	・市場検証を適切に実施するためには、	無
によりその項目数が年々増加の一途をたどっており、事業者の負荷が極めて高い状況	検証プロセスの透明性を確保すること	
になっています。したがって、本検証に向けたアンケート調査についても、最小限と	が重要である一方、分析・検証の基礎と	
して頂くとともに、対外的に非公表の情報については提出が困難である点に留意頂き	なる情報については営業秘密が含まれ	
たいと考えます。	る場合があるという観点を踏まえ、適	
なお、MVNO に関する情報の収集については MNO に求めるのでなく、MVNO から直接聴	切に対応してまいります。	
取頂くことを要望します。		
	・なお、本計画案では、引き続き市場検証	
【ソフトバンク株式会社】	会議からの助言を得て、電気通信市場	
	の動向を的確に把握し、実効性の高い	
	分析・検証を行うために必要となるデ	
	ータやその収集の在り方等について検	
	討を行うこととしているとともに、収	
	集した情報のうち集計前のデータ等、	
	公表された場合に当事者又は第三者の	
	権利、利益や公共の利益を害するおそ	
	れのあるデータについては、非公表と	
	することも含め、取扱いに十分な配慮	
	をすることとしています。	
意見5-2-3 情報を公開するか否かの判断に当たっては、都度事業者に公開可否	考え方5-2-3	
の確認を実施し、公開する場合は事業者の同意を前提とすることを要望。		
「(3)情報の扱い」において「収集した情報のうち集計前のデータ等、公表された場	・考え方5-2-2のとおりです。	無
合に当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれのあるデータについ		
ては、非公表とすることも含め、取扱いに十分な配慮をすることとする」と記載され		
ているとおり、事業者から収集する情報やデータについては営業秘密等が含まれる場		
合があることから、情報を公開するか否かの判断に当たっては、都度事業者に公開可		
否の確認を実施頂き、公開する場合は事業者の同意を前提として頂くよう要望いたし		
ます。		
【ソフトバンク株式会社】		

6. 実施スケジュール

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえ た案の修正の有無
意見6-1 制度整備に当たっては、市場検証プロセスに則った上で、関係者との間で十分に議論を尽くすことが必要。	考え方6-1	
市場検証の予見性・透明性確保等を目的として、あらかじめ基本方針及び市場検証プロセスが示されていると認識していますが、今般のMVNOとの接続料等に関する省令改正に係るプロセスは、その市場検証プロセスに合致していないように思われます。制度整備を急ぎ過ぎることで、検証の予見性・透明性が損なわれるばかりか、事業者及び利用者に悪影響を与えかねないため、市場検証プロセスに則った上で関係者との間で十分に議論を尽くすことが必要と考えます。 【株式会社NTTドコモ】	・基本方針において、「事後規制の実効性を確保するためには、総務省が定期的・継続的に情報の収集を行い、電気通信事業者の事業運営を絶えず確認し、係る問題を早期に発見するとともに、必刻にする前に改善のための取組を推進していくことが重要である」としています。・市場検証の結果、課題が明らかと適切にまかります。・なお、制度変更にあたっては、今後とも、意見公募手続を実施するなど、適切	無
 意見6−2 アンケートやヒアリングの実施に当たっては、業務の繁忙期を避けるよ	な手続によって行ってまいります。 考え方6-2	
う配慮することを要望。		
電気通信事業者へのアンケートやヒアリングの実施に当たっては、事前に実施スケジュールの調整を行う等、業務の繁忙期を避ける配慮頂くことを要望します。	・御意見については、電気通信市場の分析・検証を行うために必要な情報を収集する際の参考として承ります。	無
【ソフトバンク株式会社】	・なお、本計画案に記載のとおり、電気通信市場の分析・検証を行うために必要な情報については、電気通信事業者等の協力を得ながら情報収集を行うことを原則とする考えです。	